

平成30年11月27日

## 熊本県育英資金の災害猶予の取扱いの変更について（お知らせ）

熊本県教育庁教育指導局高校教育課長

これまで、災害による返還猶予については猶予期限を原則1年間とし、熊本地震についても、平成28年度に1年間の猶予を行ったところですが、以下のように取扱いを変更することとしましたのでお知らせいたします。

猶予を希望される方は下記のとおり申請を行ってください。

### ①取扱いの変更の概要

- 猶予期間 : 災害発生から最長5年間（ただし、1年ごとに再申請が必要）
- 提出書類 : (災害発生時) 育英資金返還猶予申請書  
育英奨学生が被災したことが分かる証明書  
(再申請時) 育英資金返還猶予申請書  
育英奨学生の直近の所得証明書
- 再申請時の所得要件 : 奨学生の所得が次の基準を満たすこと。  
(給与所得のみの方) 年間収入金額（税込）300万円以下  
(それ以外の方) 必要経費等控除後の年間所得金額200万円以下

### ②熊本地震での返還猶予再申請について

- 猶予ができる期間 : 平成30年度（H30.4～）の希望する月から1年間  
毎年申請することで平成33年3月まで延長申請が可能  
(※すでに返還した期間は猶予できません)
- 提出書類 : 平成28年度に災害猶予を受けた方  
→育英資金返還猶予申請書、奨学生の直近の所得証明書  
平成28年度に災害猶予を受けていない方  
→育英資金返還猶予申請書、罹災証明書等、  
奨学生の直近の所得証明書
- 所得要件 : 上記のとおり。奨学生の所得のみを要件とします。

### (注意事項)

- ※罹災証明書が取得できない方は、被災の確認できる証明書を提出してください。
- ※各提出書類は原本を提出してください。
- ※所得証明書は市町村が発行した直近の所得額のわかる証明書です。（非課税証明書や源泉徴収票、確定申告の写し等では受付ができません。）
- ※今年度すでに返還いただいている期間を猶予する（払い戻す）ことはできません。
- ※約定額の一部を返還いただいている月を猶予することはできません。その月の翌月からの猶予となります。約定額の未納分は返還をしていただく必要があります。
- ※平成29年度以前にさかのぼって猶予することはできません。なお、平成29年度以前に未納がある場合にも平成30年度以降は猶予を認めますが、平成29年度以前の未納分は、返還をしていただく必要があります。
- ※提出書類を提出しても、要件に合致しない等の理由により追加の証明書類を求められる場合や、猶予を認めることができない場合があります。
- ※熊本地震発生時に貸与が終了していた方が対象です。

問合せ・申込先 : 熊本県教育庁教育指導局高校教育課修学支援係  
電話 : 096-333-2682